



資格や研修受講状況を確認しよう！

■保育者の資格等についての提示

ガイドラインにおいて、保育者は、保育士等の資格を持っている場合は、保育士証等を保護者に提示することとされています。

マッチングサイトによっては保育者の簡単なプロフィールとともに資格の情報なども記載されていることがあります。

資格以外にも病児や障がいのある子どもの対応や早朝、深夜の対応の可否などが掲載されていることがあるので、**保育者との面談前にチェック**しておきましょう。



■保育者の研修の受講状況について注意点

保育者はガイドラインにおいて**都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証明する書類（研修修了証等）**を提示することとされています。

適切な研修を受講済みの保育者であるかを確認するため、**保育者との面談の際に提示してもらう**ようにしましょう。

